

令和3年度前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策利子補給及び保証料補助金交付要項

令和3年11月22日から適用  
令和4年1月31日改正

<p>取扱担当課 前橋市役所産業政策課（前橋市役所 本庁舎 12階） 電話 027-257-0660（直通） 027-224-1111（内線4216） 電子メールアドレス taisaku@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	前橋市中小企業経営振興資金特別融資（経営安定資金）に伴う利子及び保証料の負担を軽減することで、新型コロナウイルス感染症拡大により売上高減少等の影響を受けた市内中小企業・小規模事業者に対して事業運営に係る資金繰りを支援することを目的とします。
内容	<p>用語の定義</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業者 新型コロナウイルス感染症拡大等によって売上減少等の影響を受けた事業者のうち前橋市中小企業経営振興資金特別融資（経営安定資金）を利用した者</li> <li>金融機関 令和2年2月1日から令和2年5月8日の期間に本市に拠点を置く銀行、信用金庫、信用組合</li> <li>利子 融資契約に基づく利率に係る利息</li> <li>保証料 事業者が融資を受ける際に群馬県信用保証協会（以下「保証協会」）の信用保証を受けて支払う信用保証料</li> </ol>
補助対象者	<p>以下の全てを満たした者を補助対象者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和2年2月1日から令和2年5月8日までに、前橋市中小企業経営振興資金特別融資（経営安定資金）の申し込みが前橋商工会議所（保証協会 前橋連絡所）若しくは、前橋東部商工会で受け付けとなった者。ただし、事業所等を市外へ移転した者又は事業を廃止した者は、その翌月分からの利子補給金及び保証料補助金の交付を受けることはできません。補助対象者であった者が市外へ移転又は事業を廃止し補助対象外となった後、再び市内へ転入又は事業を開始した場合は転入した日又は事業開始日（利子補給については転入日又は開始日の属する月）より補助対象者となります。</li> <li>補助事業者又は補助事業者の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」といいます。）に該当しない者</li> </ol>

<p>補助対象となる経費及び交付金額</p>	<p>1 利子補給及び保証料補助の対象となる融資は次のとおりです。 令和2年2月1日から令和2年5月8日までに申し込み受け付けとなった前橋市中小企業経営振興資金特別融資（経営安定資金）</p> <p>2 補助対象となる利子補給金は次のとおりです。 上記対象となる融資を利用したことによって生じ、借入当初5年間に係る利子のうち、約定日が令和3年12月31日までのもので、支払を行った金額（ただし、延滞利息およびすでに市から交付を受けた額を除きます。）</p> <p>3 補助対象となる保証料補助金は次のとおりです。 上記対象となる融資の実行時に生じた保証料のうち、令和3年12月31日までに支払を行った金額。（融資期間延長等の条件変更により発生した変更保証料およびすでに市から交付を受けた額を除きます。）市外へ移転した者又は事業を廃止し補助対象外となった者が、再び市内へ転入又は事業を再開した場合の保証料額は下記計算式によるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <math display="block">\text{保証料} \times \frac{\text{事業所等を市内へ転入又は事業を再開した日から当初の貸付期限までの日数}}{\text{融資実行日から当初の貸付期限までの日数}}</math> </div>
<p>交付条件</p>	<p>1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合においては、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合においては、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助事業者又は補助事業者の団体の役員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団等に該当しないものとします。</p> <p>4 繰上償還等により、戻し保証料が発生したときは、市に申し出の上相当額を返還しなければなりません。</p> <p>5 事業所等を市外へ移転又は事業を廃止した者に既に交付した利子補給金及び保証料補助金があるときは、市に申し出の上相当額を返還しなければなりません。なお、利子補給金における返還額は、既に交付した額から事業所等を市外へ移転又は事業を廃止した当月約定分までを差し引いた金額とし、返戻保証料額については下記計算式によるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <math display="block">\text{交付保証料補助金額} \times \frac{\text{事業所等を市外へ移転又は事業を廃止した翌月1日から当初の貸付期限までの日数}}{\text{融資実行日から当初の貸付期限までの日数}}</math> </div> <p>6 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前</p>

		橋市規則第34号)、この要項及び補助金交付決定通知書兼交付確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
交付申請の 手続等	交付申請及び請求の方法等	次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。 (1) 利子補給及び保証料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) (2) その他市長が必要とする書類 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
	請求の方法、支払時期等	1 交付決定兼確定通知書受領後、次の書類により請求してください。 利子補給及び保証料補助金請求書(様式第3号) 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払うものとします。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	次のいずれかに該当するときは、利子補給金及び保証料補助金の全部又は一部が取り消されます。また、この場合において、既に交付した利子補給金及び保証料補助金があるときは、指定された期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。 (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金及び保証料補助金の交付を受けたとき。 (2) 前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)及びこの要項の規定に違反したとき。 (3) 利子補給金及び保証料補助金を受けた融資を借入の目的外に使用したとき。 (4) 金融機関との約定による貸付条件に違背しているとき。 (5) その他市長が、補助金交付の目的を達することができないと認めたとき。
	その他	申請書等の様式

令和3年度前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策  
利子補給及び保証料補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

前橋市長 宛

令和3年度前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策利子補給及び保証料補助金の交付を受けたいので、下記誓約同意事項に誓約・同意の上

申請、報告します。申請しません。

## 1 申請者

信用保証協会保証番号	
融資名称・金額	前橋市中小企業経営振興資金（特別融資：経営安定資金） 円
融資取扱金融機関	
住所	
事業所住所	
事業者名	
代表者氏名	
発行責任者	氏名 連絡先
担当者	氏名 連絡先

## 2 申請金額 円

内	利子相当額 円 令和 年 月 から 月 約定分にかかる利子負担相当額)						
	令和 年 1 月		4 月		7 月		10 月
	2 月		5 月		8 月		11 月
	3 月		6 月		9 月		12 月
訳	保証料相当額						

## 3 誓約・同意事項

- 私は、令和3年度前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策利子補給及び保証料補助金交付要項を遵守します。
- 私は、前橋市から本申請に関する補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合、これに応じます。
- 私および私の団体の役員等は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者ではありません。このことについて前橋市が官公署に照会を行い必要な情報を照会・取得することに同意します。
- 私は、市税に滞納はありません。このことについて前橋市が官公署に照会を行い必要な情報を照会・取得することに同意します。
- 私は、前橋市が本申請にかかる融資について金融機関や信用保証協会等に対し必要な情報を照会・取得することに同意します。
- 私は、繰上償還等により戻し保証料が発生したときは、前橋市に申し出の上、相当額を返還いたします。
- 私は、市外への事業所移転又は事業を廃止し補助対象者に該当しなくなった場合は、前橋市に申し出の上、翌月からの期間相当保証料額を返還いたします。
- 私は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及び補助金交付要項を遵守します。
- 私は、以下のいずれかに該当するときは、利子補給金及び保証料補助金の全部又は一部が取り消されることに同意します。また、この場合において、既に交付を受けた利子補給金及び保証料補助金があるときは、指定された期限までに、その全部又は一部を返還いたします。
  - 偽りその他不正な手段により利子補給金及び保証料補助金の交付を受けたとき。
  - 前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及び補助金要項の規定に違反したとき。
  - 利子補給金及び保証料補助金を受けた融資を借入の目的外に使用したとき。
  - 金融機関との約定による貸付条件に違反しているとき。
  - その他市長が、補助金交付の目的を達することができないと認めたとき。

郵便番号

事業所所在地

企業名

代表者名 様

交付決定兼確定通知書

令和4年 月 日付で提出された令和3年度前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策利子補給及び保証料補助金の交付申請に対し、下記のとおり決定したので、通知します。

令和4年 月 日

前橋市長 山本 龍

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件
  - (1) 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合においては、これに応じなければなりません。
  - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合においては、これに応じなければなりません。
  - (3) 補助事業者又は補助事業者の団体の役員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団等に該当しないものとします。
  - (4) 繰上償還等により、戻し保証料が発生したときは、市に申し出の上相当額を原則返還しなければなりません。
  - (5) 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書兼交付確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。

令和3年度前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策  
利子補給及び保証料補助金交付請求書

令和 年 月 日

前橋市長 宛

令和3年度前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策利子補給及び保証料補助金について下記のとおり請求します。

## 1 申請者

住 所	
事業所住所	
事業者名	
代表者氏名	
発行責任者	氏名 連絡先
担当者	氏名 連絡先

## 2 交付請求額 円

## 3 振込先金融機関名等

種別・口座番号	銀行名	
	支 店	
	口座種別	
	口座番号	
口座名義	カ ナ	
	漢 字	

郵便番号  
事業所所在地  
企業名  
代表者名 様

返戻通知書

令和3年度前橋市新型コロナウイルス感染症影響対策利子補給及び保証料補助金に  
ついて により の返戻が発生しましたので通知します。

令和4年 月 日

前橋市長 山 本 龍

記

- 1 返戻金額 円
- 2 返戻期限 令和 年 月 日
- 3 返戻方法 別紙振込依頼書による